

次世代育成支援対策推進センターの指定について

次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）第20条の規定により、同法に基づく一般事業主行動計画の策定及び実施に関し、相談その他援助の業務を行う事業主の団体を次世代育成支援対策推進センターとして指定することができることとされている。

本日、厚生労働大臣は、70団体を次世代育成支援対策推進センターとして指定したところであり、これらの次世代育成支援対策推進センターは、平成17年4月の次世代法の本格的施行に向けて、事業主等に対する相談、情報提供等を行うこととなる。

次世代育成支援対策推進センターの概要

1 次世代育成支援対策推進センターの趣旨

企業の実情を踏まえつつ、効果的に次世代育成支援対策を進めるためには、企業における労務管理の実情についてのノウハウを有する民間団体により、事業主等に対する相談その他の援助を行うことが適当であることから、次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定及び実施に関し、一般事業主その他の関係者に対し、雇用環境の整備に関する相談その他の援助の業務を行うことができる事業主の団体を、次世代育成支援対策推進センターとして指定するもの（次世代法第20条）。

2 次世代育成支援対策推進センターの業務

- 一般事業主行動計画の策定・実施に関する講習会の開催
- 職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするための雇用環境の整備についての相談

○ 一般事業主の取組を促進するための広報・啓発 等

3 指定団体

別紙の通り

4 指定日

平成16年5月19日

次世代育成支援対策推進センター指定予定団体一覧

番号	都道府県	名称	主たる事務所の所在地
1	北海道	北海道商工会連合会	北海道札幌市中央区北一条西七丁目一番地
2		北海道中小企業団体中央会	北海道札幌市中央区北一条西七丁目一番地
3	岩手	岩手県商工会連合会	岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目三番八号
4		岩手県中小企業団体中央会	岩手県盛岡市内丸十四番八号
5	宮城	仙台商工会議所	宮城県仙台市青葉区本町二丁目十六番十二号
6		宮城県中小企業団体中央会	宮城県仙台市青葉区上杉一丁目十四番二号
7	秋田	秋田県中小企業団体中央会	秋田県秋田市旭北錦町一番四十七号
8		社団法人秋田県経営者協会	秋田県秋田市旭北錦町一番四十七号
9	山形	山形県中小企業団体中央会	山形県山形市城南町一丁目十六番一号
10	福島	福島県中小企業団体中央会	福島県福島市三河南町一番二十号
11	茨城	茨城県中小企業団体中央会	茨城県水戸市桜川二丁目二番三十五号
12	栃木	社団法人栃木県経営者協会	栃木県宇都宮市本町十二番十一号
13		栃木県中小企業団体中央会	栃木県宇都宮市中央三丁目一番四号
14	群馬	社団法人群馬県経営者協会	群馬県前橋市大手町三丁目三番一号
15	埼玉	埼玉県中小企業団体中央会	埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目七番地五
16	千葉	千葉県中小企業団体中央会	千葉県千葉市中央区千葉港四番二号
17	東京	社団法人中央労働基準協会	東京都千代田区二番町九番地の八
18		社団法人三田労働基準協会	東京都港区芝四丁目四番五号
19		全国中小企業団体中央会	東京都中央区新川一丁目二十六番十九号
20		東京経営者協会	東京都千代田区大手町一丁目九番四号
21		東京商工会議所	東京都千代田区丸の内三丁目二番二号
22	神奈川	神奈川県中小企業団体中央会	神奈川県横浜市中区尾上町五丁目八十番地
23		社団法人神奈川県経営者協会	神奈川県横浜市中区山下町二番地
24	新潟	社団法人新潟県経営者協会	新潟県新潟市川岸町一丁目四十七番地三
25		新潟県中小企業団体中央会	新潟県新潟市川岸町一丁目四十七番地一
26	富山	社団法人富山県経営者協会	富山県富山市総曲輪二丁目一番三号
27	石川	社団法人石川県経営者協会	石川県金沢市尾山町九番十三号
28	福井	福井県経営者協会	福井県福井市大手三丁目七番一号
29	山梨	山梨県経営者協会	山梨県甲府市丸の内一丁目九番十一号
30		山梨県中小企業団体中央会	山梨県甲府市飯田二丁目二番地一号
31	長野	社団法人長野県経営者協会	長野県長野市県町五百八十四番地
32	岐阜	岐阜県中小企業団体中央会	岐阜県岐阜市藪田南五丁目十四番五十三号
33		社団法人岐阜県経営者協会	岐阜県岐阜市神田町二丁目二番地
34	静岡	静岡県中小企業団体中央会	静岡県静岡市追手町四十四番一号
35		社団法人静岡県経営者協会	静岡県静岡市追手町十番三百三号
36	愛知	愛知県経営者協会	愛知県名古屋市中区栄二丁目十番十九号
37	三重	亀山商工会議所	三重県亀山市東御幸町三十九番八号
38		三重県経営者協会	三重県津市丸の内養正町四番一号

番号	都道府県	名称	主たる事務所の所在地
39	京都	京都経営者協会	京都府京都市下京区塩小路通烏丸西入東塩小路町六百十四番地
40		京都府中小企業団体中央会	京都府京都市右京区西院東中水町十七番地
41	大阪	大阪府中小企業団体中央会	大阪府大阪市中央区本町橋二番五号
42		関西経営者協会	大阪府大阪市中央区九太郎町二丁目五番二十八号
43		堺経営者協会	大阪府堺市中安井町三丁目二番十三号
44		東大阪経営者協会	大阪府東大阪市小阪三丁目四番
45	兵庫	尼崎経営者協会	兵庫県尼崎市昭和通三丁目九十六番地
46		姫路経営者協会	兵庫県姫路市下寺町四十三番地
47		兵庫県経営者協会	兵庫県神戸市中央区明石町三十二番地
48		兵庫県中小企業団体中央会	兵庫県神戸市中央区中山手通七丁目二十八番三十三号
49	奈良	奈良県経営者協会	奈良県奈良市登大路町三十六番地二
50	和歌山	和歌山県経営者協会	和歌山県和歌山市西汀丁二十六番地
51	岡山	岡山県経営者協会	岡山県岡山市田町一丁目三番一号
52		岡山県中小企業団体中央会	岡山県岡山市弓之町四丁目十九番二百二号
53	広島	広島県経営者協会	広島県広島市中区基町五番四十四号
54	山口	山口県経営者協会	山口県山口市中央五丁目二番三十一号
55		山口県中小企業団体中央会	山口県山口市中央四丁目五番十六号
56	徳島	徳島県中小企業団体中央会	徳島県徳島市西新町二丁目五番地
57		徳島商工会議所	徳島県徳島市西新町二丁目五番地
58	香川	香川県中小企業団体中央会	香川県高松市福岡町二番二号
59	愛媛	愛媛県経営者協会	愛媛県松山市大手町二丁目五番七号
60	高知	高知県経営者協会	高知県高知市本町四丁目一番十六号
61	福岡	福岡県経営者協会	福岡県福岡市中央区大手門二丁目一番十号
62	長崎	長崎県中小企業団体中央会	長崎県長崎市桜町四番一号
63	熊本	熊本県経営者協会	熊本県熊本市下通一丁目七番九号
64	大分	大分県経営者協会	大分県大分市中央町二丁目九番二十七号
65		大分県中小企業団体中央会	大分県大分市金池町三丁目一番六十四号
66	宮崎	宮崎県経営者協会	宮崎県宮崎市橘通東一丁目八番十一号
67		宮崎県商工会議所連合会	宮崎県宮崎市橘通東一丁目八番十一号
68		宮崎県中小企業団体中央会	宮崎県宮崎市松橋二丁目四番三十一号
69	鹿児島	鹿児島県中小企業団体中央会	鹿児島県鹿児島市名山町九番一号
70	沖縄	沖縄県中小企業団体中央会	沖縄県那覇市小禄千八百三十一番地の一

次世代育成支援対策推進法の概要

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずる。

1 概要

(1) 目的、国・地方公共団体・事業主・国民の責務 等

(2) 基本理念

次世代育成支援対策は、保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならないこととする。

(3) 行動計画

① 行動計画策定指針

主務大臣は、基本理念にのっとり、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定するに当たって拠るべき指針を策定すること。

② 地方公共団体の行動計画

市町村及び都道府県は、①の行動計画策定指針に即して、地域における子育て支援、親子の健康の確保、教育環境の整備、子育て家庭に適した居住環境の確保、仕事と家庭の両立等について、目標、目標達成のために講ずる措置の内容等を記載した行動計画を策定すること。

③ 事業主の行動計画

ア 一般事業主行動計画

- ・ 事業主は、従業員の仕事と家庭の両立等に関し、①の行動計画策定指針に即して、目標、目標達成のために事業主が講じる措置の内容等を記載した行動計画を策定すること。
- ・ 事業主からの申請に基づき、行動計画に記載された目標を達成したこと等の基準に適合する一般事業主を認定すること。
- ・ 厚生労働大臣の承認を受けた中小事業主団体がその構成員からの委託を受けて労働者の募集に従事する場合の職業安定法の特例を定めること

イ 特定事業主行動計画

国及び地方公共団体の機関は、職員の仕事と家庭の両立等に関し、①の行動計画策定指針に即して、目標、目標達成のために講じる措置の内容等を記載した行動計画を策定・公表すること。

(4) 次世代育成支援対策推進センター

事業主の団体を「次世代育成支援対策推進センター」として指定し、行動計画の策定・実施を支援すること。

(5) 次世代育成支援対策地域協議会

地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、次世代育成支援対策地域協議会を組織することができること。

2 施行期日等

公布の日から施行。ただし、1の(3)①の行動計画策定指針の策定は、平成15年8月22日から、1の(3)②の地方公共団体の行動計画及び1の(3)③の事業主の行動計画の策定は平成17年4月1日から施行。なお、本法は、平成27年3月31日までの時限立法である。

次世代育成支援対策推進センターについて

次世代育成支援対策推進センター

次世代育成支援対策推進法によって事業主が策定することとされている、

「一般事業主行動計画」の策定・実施を支援するための事業主の団体や連合団体

(主な業務)

一般事業主行動計画の策定・実施に関する、一般事業主に対する相談援助等の支援等を行う。

例)

- 行動計画の策定・実施に関する講習会の開催
- 仕事と子育てを両立しやすくするための業務体制や職場環境づくりなど、雇用環境の整備についての相談
- 事業主の取組を促進するための広報・啓発 等

指 定

厚生労働大臣

支 援

一般事業主による行動計画の策定・実施

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備